

## 関東統一規則の一部改訂

関東統一規則第18条 競技クルーの安全 を下記のように改定する。(黄色部分)

- 1) スペシャルステージで参加車両がやむを得ず停車した場合、クルーはその場所から少なくとも50m手前の目立つ場所に反射式の三角表示板を配置し、後続車両に適切な合図を行わなければならない。なお車両がコース上にない場合も三角表示板を配置しなければならない。  
この規則に従わないクルーは審査委員会の判断によりペナルティが課される。
- 2) 参加車両には、片面に赤字で「SOS」、もう片面には緑字で「OK」と書かれたA3判のカードが搭載されており、救急医療措置が不要な場合もしくは消火が必要ない場合は、「OK」面を少なくとも3台の後続車両に明瞭に提示すること。また他に援助を行おうとしている者(ヘリコプター等)があれば、それらに対しても同様に提示すること。停車車両がコース上の場合、状況に応じて停車状態をボディアクション等で後続車両に対し当該区間最終参加車両通過まで合図すること。
- 3) その後速やかに復帰が可能か否かを判断すること。
- 4) 復帰可能と判断した場合、安全確保を最優先に作業を実施する。特に後続車両が接近した場合は、作業を中断し安全な場所へ退避すること。
- 5) 復帰不可能と判断した場合、当該区間最終参加車両通過まで車外の安全な場所で退避すること。
- 6) クルーが車両から離れる場合は、後続車にはっきりと見え、風の影響等で飛ばされない様に固定し「OK」面を提示しておくこと。
- 7) 近接した地点に複数車両が停止した場合、それぞれの車両が上記1)～6)を実施すること。
- 8) 救急医療措置が必要な場合もしくは消火が必要な場合は赤色の「SOS」面を提示すること。  
これが提示されていた場合、後続車は下記の手順に従う。また「OK」「SOS」のどちらの提示もなく、車両がかなりのダメージを負っていてクルーが車両内および車両の外にいてと思われる場合も同様の手順に従うこと。
  - ①援助するために直ちに停止する。その他の後続の車両も停止し、事故現場に2番目に到着した車両は、事故のことを知らせるために次のラジオポイントまで行く。
  - ②それ以降の後続車は緊急車のための車幅をあけて停止し、援助を行う。
  - ③後続車が救助に当たる場合、少なくともクルーの1人は以降の後続車への告知対応を行うこと。



※上記いずれかの状況でOK/SOSカードを提示することができない場合は、車外でクルーによって示される明らかで明確に理解できるボディアクションで代替することができる：

- 腕を上げ、親指を立てて示す“OK”
- 頭の上で腕を交差して示す“SOS”

- 9) 上記一連の緊急処置はロードブックにも明記されなければならない。
- 10) リタイヤしたクルーは、リタイヤ届を必ずオーガナイザーに提出しなければならない。この規則に従わないクルーは審査委員会の判断によりペナルティが課される。
- 11) スペシャルステージにおいて、参加車両がコースを塞ぎ、後続の車両が通過できない場合は、以下の措置とする。
  - ①コースを塞いだ参加車両は競技役員によりコースより排除される。
  - ②後続の車両は通行可能となったら、フィニッシュまで安全かつ速やかに進むこと。
  - ③後続のクルーは安全を確認の上、スタック車両の排除の協力を行なうこと。